

西田順天堂居宅介護支援契約書

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令に従い、ご利用者様に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条(契約の有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日からご利用者様の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の有効期間満了日の7日前までに、ご利用者様から当事業所に対し書面で契約終了の申し出がない場合には、本契約はさらに同一内容にて自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条(居宅介護支援の担当者)

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者(以下「担当者」という。)として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、ご利用者様の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者との協議をします。
- 3 ご利用者様又は、そのご家族様の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第4条(居宅サービス計画の変更)

事業者は、ご利用者様が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。

第5条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 事業者は、ご利用者様に対し、いつでも保管するご利用者様に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

第6条(利用者の解約権)

ご利用者様は、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

第7条(事業者の解約権)

事業者は以下の理由等により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。

- 1 ご利用者様によるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、1か月以上の期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合。
- 2 ご利用者様及びそのご家族等が、当事業所若しくはその従業員の財産・信用・生命・身体を傷つけ、

又はハラスメント行為、その可能性があるなど本契約を継続しがたい事情が認められる場合。

3 ご利用者様、そのご家族等が当事業所との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービス提供を継続することが出来ないと判断した場合。

第8条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条に基づく、契約期間が満了したとき。
- 二 第6条に基づき、ご利用者様から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第7条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされたとき。
- 四 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (一)ご利用者様が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - (二)ご利用者様の要介護認定区分が要支援1・2、自立と認定された場合
 - (三)ご利用者様が死亡したとき

第9条(損害賠償)

事業者は、居宅介護支援の実施にあたってご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第10条(守秘義務)

当事業所及び従業者は、サービスを提供する上で、知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職及び本契約終了後も同様とします。

第11条(苦情対応)

1 ご利用者様は、提供された居宅介護支援又は事業者が居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに苦情がある場合は、事業者、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

第12条(虐待防止)

当事業所は虐待防止に関する指針を定め責任者の設置及び委員会の開催(年2回以上)、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修(年1回以上)の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備等、虐待防止のための措置(保険者等への通報含む。)を講じます。

第13条(身体的拘束)

当事業所は、身体的拘束等の適正を図るため、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また行う場合においても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第14条(業務継続計画)

当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、責任者を設置し事業継続計画を策定し、職員に対し事業継続のための定期的な研修・訓練(年1回以上)を実施しその内容を記録し定期的な見直しを行います。

第 15 条(感染症の予防及びまん延防止)

当事業所は、感染症が発生しまん延しないよう指針を定め、責任者を設置し委員会を(年 2 回以上)開催、職員に定期的な研修・訓練(年 1 回以上)を実施し、その内容を記録し定期的に見直しを行います。

第 16 条(ハラスメント対策)

当事業所は、ハラスメント対策における基本的な考え方を定め、相談窓口、責任者を設置し委員会を(年 1 回以上)開催、事案が発生した場合には、事実確認を行うとともに、その内容を記録し法人として問題解決、再発予防に努めます。

第 17 条(掲示)

当事務所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項等については、事業所内にファイル等で自由に閲覧可能な形として、備え付けるとともに、ホームページ又は介護情報公表システムにおいて周知する。

第 18 条(契約外条項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の関係法令を尊重して、利用者と事業者が誠意を持って協議の上定めます。

居宅介護支援契約の締結に当たり契約内容を説明しました。

居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	西田順天堂居宅介護支援事業所東部
所在地	安芸市庄之芝町3番3号
事業者指定番号	高知県第3970300103号
サービス提供地域	南国市、高知市、香南市、芸西村 安芸市、中芸広域連合地区、室戸市、東洋町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2. 事業所の職員体制

管理者兼主任介護支援専門員	常勤1名
介護支援専門員	常勤1名以上

3. 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祝日	休業

※年末年始(12/30～1/3)は休業します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

*ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

(要介護1・2) 10,860円

(要介護3・4・5) 14,110円

初回加算 → 300単位/月

入院時情報連携加算(Ⅰ) → 250単位(利用者1人につき月1回を限度)

〃 (Ⅱ) → 200単位(〃)

退院・退所加算 →

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

通院時情報連携加算 → 50単位/月

特定事業所医療介護連携加算 → 125単位/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 → 200単位/回(利用者1人につき月2回を限度)

ターミナルケアマネジメント加算 → 400単位/月

特定事業所加算 → Ⅰ 519単位/月 Ⅱ 421単位/月

Ⅲ 323単位/月 (A) 114単位/月 ※加算詳細・・・算定要件参照

(2) 交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(それ以外の地域の方は、介護支援専門員が自宅訪問ための交通費(実費)が必要です。)

5. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1)目的

西田順天堂居宅介護支援事業所東部は、介護保険法の理念に基づき利用者その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2)運営方針

1. 利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供出来るよう配慮します。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することないよう公正中立に行うものとする。

(3)その他

1. ケアマネジャーは、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので予めご了承ください。
2. ケアマネジャーに対する贈り物や飲み物等のご配慮は、遠慮させていただきます。

3. ご利用者様、そのご家族様及びその付添人は、道路運送法上の許認可を受けた車両を除き、当事業所の称する自動車に乗車することはできません。

(4) 居宅サービス計画

※サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

- ・ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ・あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。
- ・ケアプランにおいて福祉用具(固定用スロープ・歩行器(歩行車を除く。)単点杖(松葉杖を除く。）・多点杖)を位置付ける場合においては、利用者への十分な説明や多職種の意見を踏まえた提案などを行い、利用者の意思決定に基づき、貸与若しくは購入の選択制を導入し提案を行います。

※その他提供するサービス

- ・要介護認定の申請、変更の代行
- ・給付管理表の作成・提出等

6. 公正中立に関する事項

- (1) サービス事業者の選定にあたって、ご利用者様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (2) ご利用者様は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

(3) ケアマネジメントの公正中立の確保の観点から下記の事項について、ご利用者様に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合。

7. 医療機関等との連携に関する事項

- (1) ご利用者様が医療機関に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等からご利用者様に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、ご利用者様の服薬状況、口腔機能その他のご利用者様の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認められるものを、ご利用者様の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (3) 介護支援専門員は、ご利用者様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を

希望している場合、その他必要な場合には、ご利用者様の同意を得て主治の医師や入院中の医療機関の医師等の意見を求めます。また、この場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師、入院中の医療機関の医師等に交付いたします。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

8. 秘密の保持

(1) サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

(2) ご利用者様やご家族様の個人情報を用いる場合は、ご利用者様やご家族様族の同意を、予め文章で得ない限り、サービス担当者会議等で個人情報を用いません。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

お客様相談窓口	電話番号	0887-34-8515
	FAX番号	0887-34-1346
	相談員	管理者
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時30分

(2) 公的機関においても、次の期間に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険相談窓口

□ 南国市役所 長寿支援課	所在地	南国市大桶甲2301番地
	電話番号	088-880-6556
	FAX番号	088-863-1167
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

□ 高知市役所 介護保険課	所在地	高知市本町5-1-45
	電話番号	088-823-9441
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

□ 香南市役所 高齢者介護課	所在地	香南市野市町西野2706
	電話番号	0887-57-8510
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

□ 芸西村役所 健康福祉課	所在地	安芸郡芸西村和食甲262番地
	電話番号	0887-33-2112
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

□ 安芸市役所 健康介護課介護保険係	所在地	安芸市土居82番地1
	電話番号	0887-35-1003
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

□ 中芸広域連合地区 介護保険係	所在地	安芸郡田野町1456-41
	電話番号	0887-32-1165
	FAX 番号	0887-32-1195
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

□ 室戸市役所 保険介護課	所在地	室戸市浮津25-1
	電話 番号	0887-22-1111
	FAX 番号	0887-22-1120
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

□ 東洋町役場 住民課	所在地	東洋町大字生見758-3
	電話番号	0887-29-3394
	対応時間	平日の午前8時30分～午後5時15分

※ 上記保険者以外の住所地の場合には、各住所地の保険者が、窓口となります。

高知県国民健康保険団体連合会(国保連)

高知県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	高知市丸の内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	平日の午前9時～午後4時

10. 事故発生時の対応

- (1) 速やかに市町村、ご利用者様のご家族様に連絡し、その場に応じた必要な処置を取る。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合、居宅介護支援契約書の第9条(損害賠償)により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行うと同時にその原因を解明、再発生予防対策を速やかに講ずる。

(3)事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

11. 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 西田順天堂東部店
代表者氏名	栞山 知弘
本社所在地・電話	高知県安芸市庄之芝町3番3号 電話 0887-34-8515
業務の概要	居宅介護支援事業・訪問介護事業・通所介護事業 (関連会社)西田順天堂薬局、四国総合介護システム、かみ介護サービス株式会社 新日星商事株式会社、アシステック

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

※未実施

13. 特定事業所加算(Ⅱ)関係

当事業所では、営業日以外においても24時間連絡・相談対応が可能な体制を整えています。

- ・土、日曜日、祝日及び12月30日～1月3日の休業日、平日営業時間外に電話に出ない場合。
- ・ケアプランの変更に関する事。
- ・介護サービスに関する事。
- ・緊急でサービス利用の変更が必要になった場合など。
- ・その他、介護保険に関する事。

※注)病状の急変や疾患に関する事はまず、119番又は、主治医にご相談ください。

【緊急連絡先】

小松 かおり 携帯:080-4740-6409

14. ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務をふまえつつ、職場環境、職員、関係事業者、利用者又はご家族等を含む関係者に対して、ハラスメント防止対策に必要な措置を行うとともに、定期的(年1回以上)に委員会と研修を実施し、ハラスメント対策の強化に必要な措置を講じます。

15. 高齢者虐待の防止のための措置に関する事項

高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を定め、指針の整備、防止対策を検討する委員会の定期的(年2回以上)な開催、その結果について従業者に徹底を図る体制を整えるとともに、定期的(年1回以上)に研修を実施し、高齢者虐待予防に必要な措置を講じます。

16. 身体的拘束の排除

身体的拘束等の適正を図るため、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また行う場合においても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するとともに、定期的(年1回以上)に研修を実施し、身体拘束の排除に必要な措置を講じます。

17. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、責任者を設置し事業継続計画を策定し、職員に対し事業継続のための定期的な研修・訓練(年1回以上)を実施しその内容を記録し定期的な見直しを行います。

18. 感染症の予防及びまん延防止

感染症が発生しまん延しないよう指針を定め、責任者を設置し委員会を(年2回以上)開催、職員に定期的な研修・訓練(年1回以上)を実施し、その内容を記録し定期的に見直しを行います。

19. 掲示

当事務所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項等については、事業所内にファイル等で自由に閲覧可能な形として、備え付けるとともに、ホームページ又は介護情報公表システムにおいて周知する。

20. 介護保険制度改正時等の対応

介護保険制度改正等により契約・重要事項説明書の内容に変更がある場合には、書面にて交付・説明を行い内容の改定を随時行います。

居宅介護支援契約の締結に当たり重要事項を説明しました。

個人情報使用同意書

西田順天堂居宅介護支援事業所東部

私と家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- (1) 介護保険・福祉サービスの提供のため
- (2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
- (3) 当該利用者の介護保険・福祉サービスの向上のため（実習・事例検討等）
- (4) 事業者の請求事務、事故等の報告、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等、災害発生時や感染症対策の報告対応のため
- (5) 介護保険サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成のため
- (6) 関係事業所との照会への回答、担当者会議（情報通信技術等を活用したものを含む）・ケア会議等において利用者、家族の状況の説明のため
- (7) 利用者の診療及び入院等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求めるため
- (8) 保険事務の委託、介護データ・請求システム保守の委託・維持・改修、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答のため。

2 個人情報の提供

介護保険サービスを円滑に提供するため下記の事業所等へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 当該利用者のサービス担当者会議での連絡調整
- (2) 福祉保健センター、相談支援事業所、病院または診療所、薬局、居宅介護支援事業所、包括支援センター、サービス提供事業所、各種ソフトウェア事業者等の関係機関との連絡調整
- (3) 法令に基づく場合

3 個人情報を使用する期間

契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保管期間に相当する期間使用します。

契約内容・重要事項説明・個人情報使用同意を証するため、本書を2部作成、ご利用者様、事業所が署名の上1部ずつ保有する。

居宅介護支援契約書

居宅介護支援重要事項説明書

個人情報使用同意書

その他

上記の事項についての説明を受け確認し本書を1部受け取りました。

年 月 日

法人名 有限会社 西田順天堂東部店

代表者 代表取締役 栞山 知弘

事業所 所在地 安芸市庄之芝町3番3号

事業所名 西田順天堂居宅介護支援事業所東部

説明者

(ご利用者様)住所

氏名

(ご家族様)住所

氏名

ご利用者様との関係()

(代筆者)住所

氏名

チェック

※上記署名をもって、契約を締結したことを証明します ⇒